

《調査と資料》

大阪織物問屋村西商店史料

林 玲 子

近世・近代日本の内国市場において繊維製品の占める比重は大きく、またその流通のあり方は産業資本の成立・発展、貨幣経済の進展とも密接な関係を持つ。近世における大坂・京都・江戸のいわゆる三都を頂点とした商品流通網は、繊維製品の場合きわめて典型的に現れる。この全国的な商品流通網の重要な環ともいべき三都の間屋層のうち、京都・江戸の旧来の間屋については、これまでかなりの史料が紹介・分析され、筆者もその一端に加わり得た。また、旧来の間屋層が衰退期に入る近世後期・幕末期に新興問屋として成長し、明治期の繊維製品問屋となっていく層の分析も、江戸問屋について手を染めることができた（「天保期における新興江戸問屋——近江店丁吟を中心として——」北島正元編『幕藩制国家解体過程の研究』、「国内市場成立期の集散地問屋——織物問屋丁吟を中心として——」安藤良雄教授還暦記念『日本資本主義——展開と論理』）。

これに対し、大阪における繊維問屋の経営分析はまだ数少ないように思われる。もっとも、川上雅「大坂木綿問屋布安の経営史料」（『近世史研究』第42号～45号）や、宮本又次「小大丸白井家の歴史と経営」（『上方の研究』第一巻）など、参考とすべき史料・文献もあり、かねてから大阪を中心とする繊維製品の流通における問屋の地位に明らかにする試みを行なっていた。この度、滋賀大学経済学部附属史料館所蔵文書中の村西家文書に接し、江戸に進出した丁吟と対照的に、関西地区の行商からさらに大阪に出店をおくに至った織物問屋のあり方に興味を惹かれ、分析中途ではあるが史料の一部紹介を行なうこととしたものである。

村西家は江州愛知郡安孫子村（現滋賀県愛知郡秦荘町安孫子）に本家を持つ。当主は代々茂左衛門を称している。村西家文書のなかでもっとも古い年次のは安政年間であり、それ以前については現在のところ不明である。安政2年（1855）に始まる「諸色仕入帳」では、江州から布、尾州から結城織を仕入れ、明治期に入ると河内・大和の商人からも仕入れるようになっ

ている。幕末期には行商による販売で、遠く中国地方にまで足を伸ばしていたことが次の文書でもわかる。

〈史料1〉

乍恐以書付奉御訴訟候

井伊掃部頭領分

江州愛知郡南安孫子村

願人 茂左衛門

当御領分安芸郡奥海田村

一三拾三兩貳分貳朱

相手

保太郎

永廿五文七分五厘 元利ノ高

同郡船越村

一九兩 永三拾五文

元利ノ高

竹野屋篤助

右茂左衛門ノ奉願上候、御当所江布持下り商ひ仕、右相手保太郎江布売渡シ代金并貸金等返済方約定相違仕、猶又篤助儀者取込金勘弁を以貸金ニ対談仕候処、是又埒方違約被致候ニ付、右両様共一昨巳年領主役場江願出御添翰申請、御当所江罷出右兩人江及懸合候処、下方ニ而済方被及頼談候ニ付、同年八月限速ニ可被及埒方旨則別紙之通証文相改引取猶予仕有候処、無其儀等閑ニ相成候ニ付、遠路之儀故書中を以催促ニ及ひ候得共、兎角手延之儀断状被差越、甚以難渋迷惑仕候ニ付、不得止事再領主役場江願出御添翰申請、不願恐奉御歎願候間、何卒 御直書を以保太郎篤助兩人共々召出、御指糺之上証文面之通り速ニ埒方被仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候、依之別紙証文写貳通相添、乍恐以書付御願奉申上候、以上

江州愛知郡安孫子村

願人 茂左衛門

庄屋代

安政六年

未四月

芸州様郡方

御役所

これに先立つ安政4年の文書によると、芸州安芸郡船越村の竹野屋篤助方を定宿とし、預け金をしていたこと、布を売捌いた相手の保太郎からは、安政2年3

第1表 村西商店尾州織物仕入・販売高（明治4年8月～明治6年）

| 仕入年月 | 売年月 | 米茂仕入 | 近栄仕入 | 仕入造用 | 懸取造用 | 利足 | その他 | 先残り物 | 計 | 売上 | 残り物 | 計 | 差引 |
|--------|----------|------------------|------|------|------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 明治4年8月 | 同年9月 | 566 ^両 | | 12 | 4 | 30 | | 389 | 1,002 | 1,122 | | 1,122 | 119 |
| 同年11月 | 同年12月 | 724 | | 12 | 3 | 25 | 53 | | 818 | 880 | | 880 | 61 |
| | 計 | 1,290 | | 25 | 7 | 55 | 53 | 389 | 1,821 | 2,002 | | 2,002 | 181 |
| 明治5年2月 | 同年3月 | 1,098 | | 11 | 5 | 50 | | | 1,164 | 1,267 | | 1,267 | 102 |
| 同年5月 | 同年6月 | 1,571 | | 15 | 8 | 85 | | | 1,680 | 1,816 | | 1,816 | 136 |
| 同年10月 | 同年11月 | 1,246 | | 11 | 5 | 55 | | | 1,317 | 1,287 | 117 | 1,405 | 87 |
| 同年12月 | 明治6年1,2月 | 1,628 | 8 | 25 | 8 | 92 | | 124 | 1,886 | 1,881 | 107 | 1,988 | 101 |
| | 計 | 5,543 | 8 | 63 | 26 | 282 | | 124 | 6,048 | 6,252 | 224 | 6,476 | 427 |
| 明治6年4月 | 同年4,5月 | 1,400 | | 19 | 5 | 61 | | 107 | 1,593 | 1,466 | 226 | 1,693 | 100 |
| 同年5～8月 | 同年9月 | 2,213 | | 33 | 4 | 106 | | 335 | 2,692 | 2,067 | 760 | 2,828 | 135 |
| 同年10月 | 同年11月 | 613 | | 21 | 5 | 82 | 1 | 760 | 1,483 | 1,638 | 34 | 1,673 | 190 |
| 同年12月 | 明治7年1月 | 1,222 | | 39 | | 38 | | 31 | 1,331 | 1,207 | 169 | 1,376 | 45 |
| | 計 | 5,448 | | 113 | 14 | 288 | 1 | 1,233 | 7,100 | 6,380 | 1,190 | 7,571 | 470 |

注：円未満切捨。ただし、計は切捨前のものを集計して得た数字である。以下の各表でも同様の処理を行なった。
史料：村西家文書「大坂勘定・小遣改覚」による。

月限りの約束で代金・貸金を受取ることになっていたというので、安政年間初期まではかなり遠方に出向いていたわけである。しかし、安政4年9月にはじまる「売上帳」では、大坂以外の顧客は丹波亀山、京都ぐらにに範囲が限られ、京都の客も村西の大坂の定宿で取引を行なっている場合がみられる。おそらく、この頃から大坂に販売の焦点をしぼるようになったのであろう。

幕末から明治10年代にかけては、布は長浜・川並・矢守・栗田・高宮など江州各地から買入れ、それを晒職人に渡して仕上げ加工を行なわせている。尾州では、起(おこし)村の米屋茂兵衛から仕入れているが、明治4年8月から始まる「大坂勘定・小遣改覚」によると、年間5,500両前後を買入れている(第1表参照)。なお、明治14～19年の布・尾濃産結城織物の仕入・販売状況を見ると、布よりは結城織物の方が多い。近世後期に生産がさかんとする尾濃の織物に仕入の焦点を移しつつあることがわかる(第2表参照)。

この時期、当主茂左衛門は弟の寅吉(明治23年和兵衛と改名)と協力して経営にあたった。年次不明であるが、明治14年に始まる「旅方勘定帳」以前のものと

思われる(史料2)の文書によると、営業資本金は5,000円で、資本金には年6%の利子をつけ、また買入反数ごとの積金や、利益に対する積金を差引いたあとの残額を7対3の割合で本家、新宅(寅吉)に分配したらしい。

第2表 村西商店 仕入・販売高 (明治14～19年)

| | | 明治14年 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|------|-----|--------------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 布 | 仕入高 | 9,825 ^円 | 6,015 | 6,526 | 5,817 | 3,218 | 1,911 |
| | 利子 | 589 | 361 | 326 | 290 | 128 | 76 |
| | 計 | 10,415 | 6,376 | 6,853 | 6,108 | 3,347 | 1,988 |
| | 販売高 | 10,207 | 6,380 | 6,106 | 3,382 | 1,798 | 2,031 |
| | 有物 | 844 | 271 | 631 | 1,791 | 863 | 157 |
| | 計 | 11,055 | 6,651 | 6,738 | 5,173 | 2,662 | 2,188 |
| | 差引 | 640 | 275 | -115 | -935 | -685 | 200 |
| 結城織物 | 仕入高 | 20,375 | 16,000 | 12,629 | 8,383 | 7,003 | 7,863 |
| | 販売高 | 20,128 | 13,153 | 11,102 | 6,649 | 5,402 | 6,821 |
| | 有物 | 598 | 2,457 | 1,107 | 1,573 | 1,115 | 1,141 |
| | 計 | 20,727 | 15,610 | 12,209 | 8,223 | 6,518 | 7,963 |
| | 差引 | 351 | -390 | -420 | -160 | -485 | 100 |

史料：村西家文書「旅方勘定帳」による。

〈史料 2〉

- 本家之商業ニ舎弟協力スルニ付
熟議之上規約左之如シ
第壹条 (ママ)
- 第一条 一商業一切之権利義務ハ都テ本家之責任ト定ム
- 第二条 一此規約書ハ滿五ケ年トシ、滿期協議之上延期スル事アルヘシ
- 第三条 一營業資本金ハ五千円ト相定、本家ヨリ支出シ、年六朱ノ利子ヲ本家ニ納シム、但シ營業之拡張ニ抛、資本金ヲ増加スル事アルヘシ、此場合ニ至テハ時期相当利子附加ス
- 第四条 一物品買入壹反毎ニ各壹錢ヲ附加シ、是ヲ本家保存積立トシ、商業積金ニ加算セス
- 第五条 一物品買入壹反毎ニ各三厘ツ、積金トナシ、左ノ目的ニ準備ス
第一 非常災害ニ罹タル時之ヲ補フ
第二 雇人手当
- 第六条 一第四条第五条積立金ハ本家ノ付属タルヘシ (この条全文抹消)
- 第六条 一營業勘定ハ壹年壹回トシ、所得金者左之如ク名称ス
第一 売上惣額ヨリ買入惣額ヲ引去、残額ヲ利益金ト称ス
第二 前項利益金惣額ヨリ資本金利子・營業ニ係ル一切雜費ヲ引去リ、残額ヲ純益金ト称ス
- 第七条 一此純益金惣額ヨリ少クモ十分ノ一ヲ左ノ目的ヲ以テ定例積立金ト為スヘシ
第一 資本金損失ヲ補フ
第二 第十二条之割賦金最低之割合ニ及サル時之ヲ補フ
- 第八条 一第十壹条ニ定ムル最高割賦金ニ超過スル時ハ、第七条之各項ノ目的ヲ以別段積金トナスヘシ
- 第九条 一第七条第八条積金ヨリ生スル利益ハ、商業惣益ニ加算スヘシ
- 第十条 一第五条第七条第八条積金ハ、滿期之節第十一条之比例ヲ以割賦スル者トス
- 第十一条 一純益之内ヨリ第七条積金ヲ引去リ、残額ヲ左ノ比例ヲ以テ割賦ス
第一 十分七 本家 但壹ケ年最低貳百三十五円*
所得最高 三百五十円 **
*滿サル時ハ積金ヨリ補フ

**ヲ超過スル時ハ別段積立トス

第二 十分三 新宅 同 最低 百円
最高 百五十円***

***前同段

- 第十貳条 一純益僅少ニシテ最低割賦金ニ滿ズシテ積金之補助スルモ尚最低ニ滿サル時ハ、新家之分ニ限り特ニ本家保護シテ、最低則チ百円ニ滿ル迄之不足金額ヲ補助ス
- 第十三条 一前条基キ新家ハ補助ヲ受タルモ、^{一ケ年ニ割賦}期限内ニ百五十拾円ヲ超過スル事アル時ハ、補助金額ヲ返償セシムヘシ
- 第十四条 一旅行手当トシテ、營業費之内ヨリ壹ケ年金參拾円ヲ寅吉エ給与ス
- 第十五条 一金件ニ係ル者ハ、通帳ニ記入捺印シテ其金額ヲ証明ス
- 第十六条 一商業勉強ニ抛リ、寅吉割賦金貳百円已上トナリタル時ハ其金高壹割、又參百円已上トナリタル時ハ其高貳割ヲ本家割賦金ノ内ヨリ追加賞与ス
但此場合至ル時ハ、第十二条 (第十一条カ) 最高制限ヲ改正ス
- 第十七条 一左ノ各項ヲ生シタル時ハ、割賦金ノ幾分又ハ全部ヲ取消事アルヘシ
第一 營業上非常ノ損害ヲ蒙タル時
第二 寅吉過怠ノ為、營業上ニ損害ヲ蒙タル時
第三 寅吉品行不正ナル時
- 第十八条 一寅吉私ニ金品ヲ使用シタル時ハ、多少不論速弁償セシムヘシ

もつとも、松方デフレ期に当たる明治15年から18年までは損失が続き、19年も前年度損金に対する利子や、回収不能の売掛金・貸金等を差引くと利益は全くなしという結果となっている。しかし、營業資本金に対する利子や、布買入積金などを差引いたうえの計算であるから、損金があったとはいえ營業にさしつかえる程のものではなかったであろう。むしろ、この時期村西家は積極的に大阪進出を志したのである。

「旅方勘定帳」の明治16年度の項に、「開店入費」として金100円の支出が記載されているが、この11月に茂左衛門は大阪安土町2丁目に貸家を借り、寄留した届を戸長役場・東警察署に提出しており、明治17年1月22日に木綿太物商として開業した旨を東区長に届出て

第3表 村西大阪支店 販売高

| 種 類 | 明治24年 | | 25 | | 26 | | 27 | | 28 | | 29 | | 30 | |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 布 類 | 5,108 | 22.3 | 6,653 | 24.6 | 7,297 | 18.5 | 8,916 | 15.1 | 9,941 | 12.5 | 7,279 | 7.0 | 7,853 | 7.6 |
| 尾 濃 | 4,604 | 20.1 | 5,092 | 18.8 | 5,993 | 15.2 | 7,301 | 12.3 | 18,610 | 23.4 | 19,212 | 18.3 | 20,634 | 20.0 |
| 東 京 織 物 | 4,142 | 18.1 | 6,486 | 24.0 | 10,441 | 26.5 | 14,011 | 23.7 | 18,364 | 23.1 | 16,451 | 15.7 | 16,736 | 16.2 |
| 伊 勢 崎 | 3,565 | 15.6 | 3,754 | 13.9 | 6,442 | 16.3 | 10,145 | 17.1 | 7,280 | 9.1 | 12,778 | 12.2 | 11,981 | 11.6 |
| 久 留 米 | 1,720 | 7.5 | 1,968 | 7.3 | 3,898 | 9.9 | 5,395 | 9.1 | 7,044 | 8.8 | 16,217 | 15.5 | 9,572 | 9.3 |
| 金 中 裏 地 | 1,448 | 6.3 | 1,167 | 4.3 | 2,458 | 6.2 | 3,176 | 5.4 | 5,659 | 7.1 | 6,828 | 6.5 | 6,069 | 5.9 |
| 中 形・浴 衣 | 967 | 4.2 | | | 2,412 | 6.1 | 5,445 | 9.2 | 8,508 | 10.7 | 12,942 | 12.4 | 13,497 | 13.1 |
| 白 絹 | 426 | 1.9 | 69 | 0.3 | 12 | 0.0 | 426 | 0.7 | | | | | 163 | 0.2 |
| 更 紗 | 301 | 1.3 | 278 | 1.0 | 88 | 0.2 | 899 | 1.5 | 1,713 | 2.2 | 2,026 | 1.9 | 4,154 | 4.0 |
| 観光朱子博多 | 300 | 1.3 | 563 | 2.1 | 147 | 0.4 | | | 196 | 0.2 | | | 346 | 0.3 |
| 近 江 物 産 | 190 | 0.8 | 540 | 2.0 | | | | | | | | | | |
| 糸織・モロ糸 | 131 | 0.6 | | | | | 3,004 | 5.1 | 2,326 | 2.9 | 5,374 | 5.1 | 6,493 | 6.3 |
| 上 州 | | | 253 | 0.9 | | | | | | | | | | |
| 本 結 城 | | | 151 | 0.6 | 59 | 0.1 | 189 | 0.3 | | | 325 | 0.3 | 1,334 | 1.3 |
| 綿 結 城 | | | 98 | 0.4 | 179 | 0.5 | 246 | 0.4 | 7 | 0.0 | | | | |
| 小 柳 | | | | | | | 4 | 0.0 | | | | | | |
| 甲 斐 絹 | | | | | | | | | | | 3,729 | 3.6 | 3,193 | 3.1 |
| 裏 絹 | | | | | | | | | | | 1,524 | 1.5 | | |
| 風 呂 敷 | | | | | | | | | | | 39 | 0.0 | 857 | 0.8 |
| 黒 八 丈 | | | | | | | | | | | | | 260 | 0.3 |
| 花 色 絹 絞 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 22,908 | 100.0 | 27,077 | 100.0 | 39,431 | 100.0 | 59,162 | 100.0 | 79,655 | 100.0 | 104,730 | 100.0 | 103,147 | 100.0 |

史料：明治24年は「営業計算一覧」、明治25～33年は各年の「物品出納簿」による。

第4表 村西大阪支店 地方別仕入金額 (明治38年)

| 地 方 | 仕入金額(円) | % |
|-----|---------|-------|
| 東 京 | 62,972 | 49.0 |
| 尾 州 | 35,020 | 27.2 |
| 西 国 | 16,771 | 13.0 |
| 関 東 | 8,628 | 6.7 |
| 畿 内 | 5,296 | 4.1 |
| 計 | 128,688 | 100.0 |

史料：明治38年「貸借勘定簿」による。

第5表 村西大阪支店 仕入・販売高 (明治34年)

| 地 方 | 仕入金額(円) |
|-----------|---------|
| 東 京 | 26,446 |
| 関 東 | 18,826 |
| 尾 州 中央 附近 | 29,881 |
| 久 留 米 | 16,730 |
| 計 | 91,885 |
| 大 阪 (布) | 749 |

| 地 方 | 販売金額(円) |
|-----------|---------|
| 大 南 方 | 23,773 |
| 阪 北 方 | 54,176 |
| 紀 州 中央 方 | 22,136 |
| 山 陽 四 国 方 | 10,519 |
| 計 | 110,606 |

注：仕入ではこの外に本店での布買入分がある。
史料：明治34年「(資産・負債高調)」による。

いる。また、何人かの奉公人を雇入れ、茂左衛門・寅吉がもっぱら江州・尾濃で仕入に当たる間、大阪での販売を担当させている。この時期にはもはや行商は行なわず、大阪市内及び関西・北陸各地の織物商への卸販売が中心であった。明治16年に始まる「得意先住所記」には、大阪市内の商人、兵庫、播磨国姫路、讃岐国丸亀・高松、越後国長岡・中条町、佐渡国相川・新穂など各所の商人名がみられる。西国の中心である大阪に進出することにより、大阪市内のみならず四国や北陸にも商圏を拡げたわけであるが、当時の勘定帳類

(明治24~33年)

| 31 | | 32 | | 33 | |
|--------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 金額 | % | 金額 | % | 金額 | % |
| 6,043 | 6.4 | 11,699 | 11.2 | 10,583 | 9.0 |
| 13,059 | 13.9 | 21,010 | 20.0 | 24,751 | 21.0 |
| 14,717 | 15.7 | 17,092 | 16.3 | 20,218 | 17.2 |
| 12,135 | 12.9 | 13,768 | 13.1 | 14,392 | 12.2 |
| 16,300 | 17.3 | 10,893 | 10.4 | 18,136 | 15.4 |
| 5,876 | 6.3 | 8,463 | 8.1 | 9,887 | 8.4 |
| 8,630 | 9.2 | 7,742 | 7.4 | 10,662 | 9.1 |
| 224 | 0.2 | | | 290 | 0.2 |
| 4,326 | 4.6 | 2,716 | 2.6 | 2,996 | 2.5 |
| 1,805 | 1.9 | 951 | 0.9 | 502 | 0.4 |
| 5,509 | 5.9 | 4,963 | 4.7 | 912 | 0.8 |
| 1,295 | 1.4 | 748 | 0.7 | 387 | 0.3 |
| 2,568 | 2.7 | 3,620 | 3.5 | 3,752 | 3.2 |
| 1,187 | 1.3 | | | | |
| 320 | 0.3 | 152 | 0.1 | | |
| | | 988 | 0.9 | | |
| | | | | 300 | 0.3 |
| 94,001 | 100.0 | 104,811 | 100.0 | 117,773 | 100.0 |

では仕入のための出張の記載はあっても、販売のため出かけた記事がないので、おそらく各地の商人からの注文に応じて荷物を送り出すという形をとったものであろう。

明治18年10月に、村西茂左衛門は14日限りで木綿太物卸売を廃業する旨の届書を東区長に提出し、その営業に対する地方税鑑札を返納した。ただし、諸帳簿をみる限り、この時点でとくに営業内容に関して変化がみられないので、行政上そのような措置が必要であったのかもしれない。むしろ、村西大阪支店は、明治20年代に入ると商品仕入の手を東京・関東に伸ばし、営業の幅を拓けるのである。明治22年8月に始まる「東京仕入帳」、明治24年の「東国買入帳」の存在や、「旅方指引帳」で明治22年11月3日から24日までの間に、12円50銭が「主人東京行商内ニ係ル雑用かし」として支出に記載されていることから、おそらく明治22年頃から東京を中心とする東国仕入が始まったとみてよからう。「東京仕入帳」による仕入先は、日本橋の商人たちであり、芳賀吉之助・渡辺弥吉・中嶋政治郎・坂本作治郎・京屋庄七・向山小平治・石川吉兵衛・西彦

兵衛・川村正兵衛・田辺正助・丸山嘉兵衛といった顔触れで、小林吟次郎（丁吟）や桐生に本店のある佐羽吉右衛門東京支店とも取引している。このなかには旧来からの大店呉服問屋や木綿問屋は含まれていない。これは仕入れる商品が二子縞や木綿更紗、前掛・半天地など、近世後期・幕末期にいわゆる抜け売という形で、特権的な問屋層の手を経ずに全国市場に登場した武州木綿が中心であったためであろう。なお、東京以外では、上州桐生の書上文左衛門、伊勢崎の羽尾勘七、下総結城の鈴木新平・奥沢庄平の名が、明治24年の「東国買入帳」にみられる。

明治24~33年にかけて、商品別の取扱い高の変化をみるために作成したのが第3表である。明治24年には最高の金額を示す近江産中心の布類は、25年をピークに年々比重が低下していく。尾濃物は一時比率が下がるが、30年代にはまた上昇している。東京織物は比率では26年が最高で、以降は低下するが金額としてはほぼ安定している。少し後年であるが明治38年の「貸借勘定簿」で、各地問屋から仕入れた商品種類をみると（第7表参照）、東京の問屋からは縞物以外に中形・金巾・甲斐絹・セル・更紗など各種織物を仕入れており、尾州では結城・黒八丈などととも、大きな問屋では東京と同じような種類の物を買付けている。各地織物産地間の交流や商品研究が進むにつれ、生産地からの買付けではなく、集散地問屋で仕入れる方向に進み、東京や名古屋で各種織物入手するようになっていくのである。第4表に示した明治38年の地方別仕入金額では、東京が最高で約仕入の半分を占め、尾州がこれに次ぐ。一方、第5表に示す通り、30年代の販売先は大

第6表 村西大阪支店 資産・負債高 (明治33,34年)

(円)

| | | 明治33年 | 34 |
|---|---|--------|--------|
| 資 | 売 | 20,910 | 12,226 |
| | 在 | 23,104 | 15,184 |
| | 貸 | 6,118 | 16,740 |
| | 現 | 3,033 | 5,025 |
| 産 | 計 | 53,167 | 49,177 |
| | | | |
| 負 | 品 | 6,767 | 4,357 |
| | 借 | 5,593 | 1,393 |
| | 諸 | 1,528 | 1,929 |
| | 方 | 13,889 | 7,680 |
| 債 | 計 | | |
| | | | |
| 差 | 引 | 39,277 | 41,496 |

史料：明治34年「(資産・負債高調)」による。

第7表 村西大阪支店 仕入織物種類 (明治38年)

| 地方 | 店名 | 種類 |
|--|------------------------------|---|
| 東 京 | 田 辺 正 助 | 縞 白縞 夏縞 双子縞 朝日縮 縞甲斐絹 袴地甲斐絹 久留米 冬瓦斯 |
| | 須 関 準 平 | 縞 白縞 豊臣縞 納戸縞 冬正目縞 隅田縞 双子 結城 |
| | 下 村 忠兵衛 | 縞 白縞 縞 江戸縮 双子 セル 糸入夜具 |
| | 山 本 清次郎 | 縞 白縞 双子 袴地 瓦斯 風呂敷 |
| | 滝兵右衛門東京支店 | 縞 白縞 双子 瓦斯 セル |
| | 梅 原 助次郎 | 白縞 大縞 甲斐絹 双子 |
| | 坂 口 兵 助 | 双子縞 瓦斯筋物 |
| | 秋 場 三 松 | 結城縞 |
| | 岡 田 正次郎 | 中形 金巾 久留米縞 |
| | 中村合名会社 | 中形 金巾 更紗 |
| | 坊 野 宗兵衛 | 中形 金巾 |
| | 前 田 兼 七 | 中形 金巾 |
| | 根 本 栄次郎 | 中形 金巾 |
| | 西 彦 兵 衛 | 中形 黒縞 |
| | 宮 守 庄 八 | 中形 更紗 |
| | 門田 久左衛門 | 中形 |
| | 小 林 大 助 | 中形 |
| | 中 村 清 吉 | 中形 |
| 尾 州 | 田 中 善兵衛 | 縞 白縞 縞 赤星縞 村雨縞 敷島縞 結城 大島結城 真砂 小塩上布 米沢 秩父 銘仙 大キシボ 黒八丈 小麻 夜具 |
| | 野 田 国太郎 | 結城縞 黒八丈 紺無地 新網兵児 風通兵児 |
| | 愛 知 物 産 組 | 朝日紬 黒八丈 夜具 |
| | 伊 藤 重 平 | 白縞 銘仙 博多銘仙 |
| | 国島武起支店 | 明石縞 大島縞 |
| | 愛知織物合資会社 | 縞 琉球縞 |
| | 伊 藤 源 吉 | 結城 |
| | 寛 善 三 郎 | 結城 |
| | 白 木 海 蔵 | 結城 |
| | 加 藤 平四郎 | 秩父 |
| 畿 内 | 中 村 金 作 | 石持 金巾 瓦斯モス |
| | 村 田 菊次郎 | 白縞 更紗 兵児 |
| | 石 川 松太郎 | 縞 黒縞 黒八丈 |
| | 樋口六左衛門 | 七々子石持 紋付 |
| | 稲 本 唯 七 | 久留米縞縞 |
| | 平 松 武兵衛 | 根古や |
| | 泉 伊 太 郎 | 木綿縞 |
| | 瀬 尾 喜二郎 | 紺無地 |
| | 高 坂 惣 七 | 片麻 |
| | 加 地 源一郎 | 黒縞 |
| | 野々口 重太郎 | 明石 |
| | 野口 安左衛門 | 帯 |
| | 可 長 甚三郎 | 晒 |
| | 阿 部 支 店 | 布 |
| | 關 東 | 結城産織物合資会社 二 国 商 店 |
| 西 国 | 国武合名会社 木 村 庄 平 松 井 儀 平 | 縞 縞縞 瓦斯縞 国栄縞 縞着尺 見切縞 縞縞 赤松縞 縞 縞着尺 縞縞 縞 |

史料：明治38年「貸借勘定簿」による。

第8表 村西大阪支店 貸金・借金内訳

| 明治33年 貸金内訳 | | 明治34年 貸金内訳 | |
|------------|------------------|------------|----------------|
| 円 | | 円 | |
| 300 | 九里庄次郎家敷金として預ケ金 | 300 | 九里敷金預ケ |
| 10 | 大阪尾濃同盟会信託金として預金 | 10 | 大阪尾濃同盟会保証金預ケ |
| 11 | 大阪太物商組合 同 | 11 | 大阪太物商同盟会保証金預ケ |
| 890 | 日本勸業銀行債券 | 990 | 日本勸業銀行債券 |
| 207 | 大坂貯蓄銀行 貯金 預ケ金 | 572 | 大坂貯蓄銀行 貯金 預ケ金 |
| 90 | 七拾八銀行 同 | 2,350 | 七拾八銀行 当座預ケ金 |
| 18 | 大塚区裁所 戸塚差押 保証金預ケ | 11 | 東京七十八銀行 当座預ケ利息 |
| 7 | 武田貞之助 戸塚之件ニ付預ケ | 5,050 | 芝田惣兵衛元利貸 |
| 41 | 井上茂吉貸 | 36 | 井上茂吉貸 |
| 50 | 三井為三貸 | 50 | 三井 山田為貸 |
| 4 | 本村庄平貸 | 3,500 | 大谷派 本願寺貸 |
| 331 | 足立文助貸 | 331 | 足立文助貸 |
| 600 | 牧野照三郎貸 | 612 | 牧野照三郎貸 |
| 650 | 奥本久七 品代前金貸 | 179 | 飯田新七約手貸 無利子 |
| 1,400 | 沢為造約手貸 | 800 | 沢為造約手貸 |
| 290 | 飯田国助 約手貸 | 491 | 飯田国助約手貸 |
| 1,158 | 和兵衛貸 | 647 | 和兵衛貸 |
| 60 | 店員貸越 | 122 | 手当貸越 |
| 6,118 | 計 | 16,064 | 計 |
| | 借金内訳 | | 借金内訳 |
| 円 | | | |
| 120 | 小林正太郎 | 1,000 | 牧野友 |
| 235 | 電話譲渡之報酬金預り | 193 | 電話譲渡報酬金 |
| 5 | 珠玖清六預り | 200 | 手当預り |
| 10 | 野村新太郎品代置金預り | 1,393 | 計 |
| 5,050 | 七拾八銀行当座借 | | |
| 173 | 手当金預り | | |
| 5,593 | 計 | | |

史料：明治34年「(資産・負債調)」による。

阪が7割を占め、その他の地域は和歌山・山陽・四国方面と西国地域に限られている。すなわち、明治20年以降、大阪織物問屋としての村西商店は、東京・名古屋という織物集散地からの仕入を行ない、大阪及びその以西に卸売をする問屋として成長していったのである。これは同時に、紡績糸を原料として内国市場向けに展開した関東の木綿織布生産の成長と、それを背景にした東京の新興織物問屋の発展と結びつく動きでもあった。

明治30年代の資産・負債（大阪支店）の動向をみると、資産の大部分は売掛・在庫であるが、仕入先からの品代借、七拾八銀行からの当座借もそれ程大きな金額ではなく、経営は安定しているように見える（第6表、第8表参照）。なお、明治34年の仕入・販売の地方別金額は第5表にみられるようなものであり、仕入ではこの外に本店からの布仕入があるらしいが、販売高からみてそう大きな金額であったとは思えない。本店

では、布買入とともに旧来の如く布の仕上加工を晒職人に行なわせているが、それらの業務を拡大することなく、支店から入る資本金利子や積金等は多く債券・株券投資に回しているようである。大阪での貸金・借金内訳は第8表に示した通り、営業に関係したものが多いが、34年の本願寺への貸金はどのような背景があったものかわからない。

村西大阪支店のその後の動向及び、これまで概要として述べてきた経営のより細かな分析については、他の機会に譲りたいが、今のところ営業内容に関するものは明治30年代までに集中しており、それ以降については新たな史料発掘に待たねばならないように思われる。

この稿をなすにあたり、滋賀大学経済学部付属史料館からは多大の便宜を与えられた。記して感謝の言葉としたい。